

会報2024年4月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL](https://www.nishio-rouki.co.jp) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.co.jp\)](https://www.nishio-rouki.co.jp)

4月2日(火)掲載



「お知らせ」

【事前配布】2024総会での審議内容 2023活動実績と2024活動計画

【ご連絡】 2024年度 技能講習、法定安全教育 年間計画改訂
下記6/14フォロー会追加

【募集開始】安全週間説明会、リスクアセスメントセミナー開催 先着順
6月14日(金) (化学物質管理無料フォロー会1回目)

義務化で何が起こる？どう未然に対処!! 是非 聞いて頂きたい内容
県協賛での開催となり早期満席が見込まれ、定員に達すると自動的に締め切られます
ので、4月末日目安でWEB申し込み下さい。詳細は協会HPで

【6月講習受付開始】特定化学物質技能講習 6月13,14日(木)金
化学物質管理者講習 6月28日(金)

【ご連絡】 第一種衛生管理者 他17免許試験
受験申請がオンラインで可能に 令和6年4月開始

【満席報告】保護具着用管理責任者講習会
2024年5月24日(金)満席となりました 次回は8月23日

「会報」

- ◇ R5監督指導白書 西尾 一々違反率高まる 作業停止命令発生
今一度 類似案件が社内にはないかを確認ください この4月からは下記が義務化
- ◇ 2024年4月1日から義務化 ～新しい化学物質管理～
化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任 必ず対応ください
- ◇ R06 内職委託者 委託状況届 ちらし
- ◇ 監督署の窓 労災保険
- ◇ 監督署人事2024
- ◇ 2023年 年間 愛知の死亡災害発生状況(速報版)
- ◇ 災害統計 2月 愛知県、西尾市

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

令和5年 監督指導白書

岡崎労働基準監督署 西尾支署

当署が令和5年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

◇◆定期監督等実施状況◆◇ [表1参照]

令和5年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は236件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は124件で、違反率は52.5%でした。前年の違反率49.7%に比べ2.8%増加しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは3件ありました。

◎業種別違反率（10件以上監督指導を行ったもの）

違反率を主な業種別にみると、接客娯楽業が70.0%と最も高く、次いで建設業が54.0%、製造業が52.8%の順となっています。

◎違反内容

違反内容をみると、労働基準法関係においては、割増賃金に関するものが41件(17.4%)（監督指導を行った事業場のうち当該違反があった割合、以下同じ）、労働時間に関するものが37件(15.7%)、就業規則の作成等に関するものが25件(10.6%)でした。

労働安全衛生法関連においては、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが41件(17.4%)、機械設備等の安全基準に関するものが28件(11.9%)、作業主任者に関するもの及び衛生基準に関するものがそれぞれ10件(4.2%)でした。

◎業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、機械設備等の安全基準に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ17件(19.1%)、割増賃金に関するものが16件(18.0%)、労働時間に関するものが12件(13.5%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが9件(18.0%)、健康診断の結果についての医師等か

らの意見聴取に関するものが7件(14.0%)、労働時間に関するものが6件(12.0%)でした。

運輸交通業では、年次有給休暇に関するものが3件(33.3%)、労働条件の明示に関するもの、労働時間に関するもの、割増賃金に関するもの、就業規則に関するもの、賃金台帳に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ2件(22.2%)でした。

商業では、割増賃金に関するものが9件(40.9%)、労働条件の明示に関するもの、賃金台帳に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ3件(13.6%)でした。

保健衛生業では、労働時間に関するものが7件(23.3%)、就業規則に関するものが6件(20.0%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが5件(16.7%)でした。

接客娯楽業では、割増賃金に関するものが6件(60.0%)、労働時間に関するものが3件(30.0%)、労働条件の明示に関するもの及び年次有給休暇に関するものがそれぞれ2件(20.0%)でした。

◇◆申告処理状況◆◇ [表2、3参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は37件で、前年に比べ11件の増加となりました。

◎業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、商業が9件、運輸交通業が7件、接客娯楽業が5件でした。

主な申告事件の内容としては、賃金不払（定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む）が30件、退職時の証明が3件、年次有給休暇の取得及び労働条件の明示に関するものがそれぞれ2件でした。

表1 監督実施状況（令和5年）

	実施事業 期 場 数	業同 違反 事業 場 数	同 比 率 %	処 使 用 停 止 等 場 数
製 造 業	89	47	52.8	
建 設 業	50	27	54.0	3
運輸交通業	9	5	55.6	
工業的業種	152	81	53.3	
商 業	22	10	45.5	
保健衛生業	30	15	50.0	
接客娯楽業	10	7	70.0	
その他の事業 (派遣業等)	12	6	50.0	
非工業的業種	84	43	51.2	
合 計	236	124	52.5	3

※主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表2 申告処理状況（令和5年）

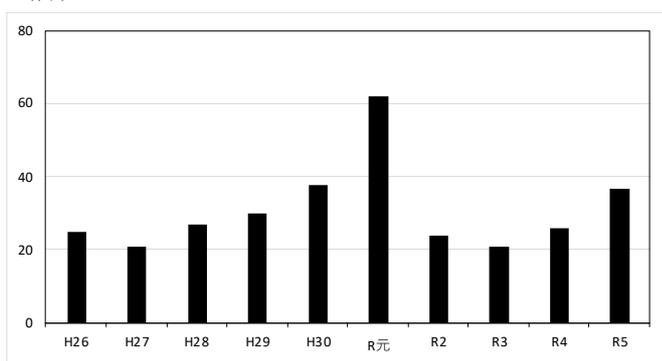
	申告 件数	申告内容			
		賃金不 払	退職時の証明	年次有 給休暇	労働条件明 示
製 造 業	3	2	1		
建 設 業	4	4			
運輸交通業	7	6			1
商 業	9	7	2		
保健・衛生業	2	2			
接客娯楽業	5	3			1
清 掃 業	1	1		1	
派 遣 業	4	3		1	
そ の 他	2	2			
合 計	37	30	3	2	2

※申告1件につき複数の申告内容を処理する場合があります、また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表3 申告処理状況の推移

年	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
件数	25	21	27	30	38	62	24	21	26	37

(件)



業種や事業者規模に関わらず、 **化学物質管理者**の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を
製造する事業所



化学物質管理者は専門的講習
の修了が**必要**

リスクアセスメント対象物を
取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に
供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習
の修了を**推奨**

但し、自ら専門的講習の内容を習得することでも可

化学物質管理者 の 職務

ラベル、SDS（安全データシート）の確認及び

化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理

リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育

ラベル、SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合）

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者専門的講習のご相談は愛知県下の労働基準協会へ

	電話番号
(公社)愛知労働基準協会	052-221-1436
(一社)名北労働基準協会	052-961-1666
名古屋東労働基準協会	052-882-3909
(一社)名古屋南労働基準協会	052-651-9246
豊橋労働基準協会	0532-54-2131
名古屋西労働基準協会	052-581-8086
岡崎労働基準協会	0564-52-3692
一宮労働基準協会	0586-48-5495

	電話番号
(一社)半田労働基準協会	0569-21-4440
(一社)刈谷労働基準協会	0566-21-6337
豊田労働基準協会	0565-28-9411
瀬戸労働基準協会	0561-82-2575
津島労働基準協会	0567-26-4603
江南労働基準協会	0587-55-2341
西尾労働基準協会	0563-56-0244

公益社団法人

愛知労働基準協会



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCSMEはひとつにできる。

愛知労働局 & Labour Standards Inspection Office
あいち安全経営本舗 労働基準監督署

新たな化学物質規制体系に向け リスクアセスメントを実施しましょう

1 業種や事業場規模に関わらずリスクアセスメントが必要です (安衛法第57条の3)

- 平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、**通知対象物***（ラベル表示・SDS交付が義務づけられた物質）に対するリスクアセスメント実施が事業者の義務となりました。**通知対象物の製造・取扱いを行う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、リスクアセスメントを行うことが必要です。**
- 通知対象質に当たらない物質についても、リスクアセスメントの実施に努めることが必要です。

* 通知対象物 2021年現在674物質、2024年4月より903物質に。今後、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加予定。

リスクアセスメントの実施時期 (安衛則第34条の2の7)

● 法律上の実施義務

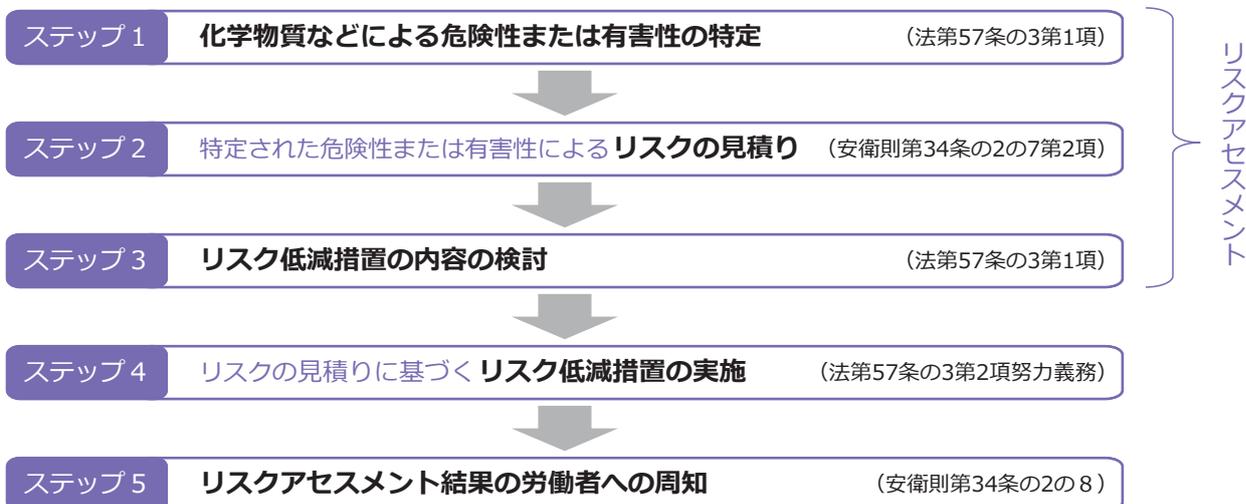
1. 対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用**したり**変更**したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

● 指針による努力義務

1. 労働災害発生時で、過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. 過去にRAを実施したことがないとき

リスクアセスメントの流れ

- リスクアセスメントは以下のような手順を進めます。但し、**令和5年4月1日以降、新たな化学物質規制のもと行うべき事項が増えていきます**のでご注意ください。



2 新たな化学物質管理に向けて

- 令和4年5月31日、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）が公布され、**リスクアセスメントを基軸とした新たな化学物質規制体系への移行**が図られることとなりました。令和5年4月1日等を中心に施行されます。
- 新たな規制では、特定の物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換されます。
- リスクアセスメントに関わる事項として、**化学物質にばく露される程度を最小限度にするための措置などの事項が衛生委員会の付議事項に追加されること、化学物質管理者を選任しリスクアセスメントの実施の管理などを行わせること、リスクアセスメントの結果等の記録を作成し保存すること**などが新たに規定されます。
- 詳しくは、右二次元コードから愛知労働局ホームページをご覧ください。



＜化学物質の新たな規制・管理について＞

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は、数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明の物質が多く含まれています。化学物質を原因とする労働災害は、有機溶剤、特定化学物質として規制されていない物質に起因するものが約8割となっています。これらを踏まえ、国がGHS分類により危険性・有害性が確認された物質を規制対象として、各事業場が自主的な管理を行うように化学物質規制制度が変更されました。

GHS分類とは下記のような絵表示により、危険性・有害性を示しているものです。

	<p>絵表示</p> 				
	<p>概要</p> <p>急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定の臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)</p>	<p>急性毒性(区分1-3)</p>	<p>金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性</p>	<p>呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定の臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定の臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性</p>	<p>水性環境有害性</p>

今までは、ごく限られた物質において有機溶剤予防規則や特定化学物質予防規則によって個別に規制があったのですが、令和6年4月1日よりGHSの基準によって危険性・有害性が確認された全ての物質(現段階で約2,900物質)にラベル表示、安全データシート等による通知、リスクアセスメントの実施など一定の措置義務が必要となりました。

皆さんが日々の業務で取り扱うことがあるスプレー缶、洗浄剤、接着剤や、日常生活でも扱う木工用ボンド、ガソリンなども上記措置義務を行う必要がある化学物質が含まれている可能性が高いので、有機溶剤、特定化学物質を使用していないからといって無関係とはいえません。今一度、使用している塗料、洗浄剤等を確認してみてください。

また、新たな規制対象物質を製造、取り扱い、又は譲渡する事業場は化学物質管理責任者の選任が必要で、それに加え、作業に保護具(マスク、手袋、保護衣)を使用する場合は呼保護具着用管理責任者が必要となりました。

化学物質管理責任者については専門的講習を修了することが望ましいとされていますので、各講習機関で講習を受けるように努めてください。

※労働安全衛生法第57条の3によりリスクアセスメント対象の実施が義務付けられている危険・有害物質を製造する場合、化学物質管理責任者の専門的講習を受けた者を選任する必要がありますのでご注意ください。

詳しくは下記二次元コードからリーフレットをご参照ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 →



化学物質管理者の選任を

4月からの有害物質規制で

特定の化学物質を扱う企業において業種や事業者規模に関わらず「化学物質管理者」の選任が4月1日から必要になる。

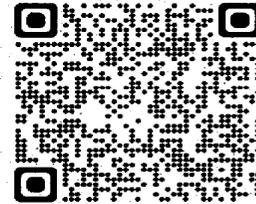
国内で輸入、製造、使用

されている化学物質は数万種類にのぼり、中には危険性や有害性が不明の物質が多く含まれている。化学物質を原因とする労働災害は、有機溶剤、特定化学物質として規制されていない物質に起因するものが約8割となつているため、国がGHS分類により危険性・有害性が確認された物質を規制対象として、各事業場が自主的な管理を行うように化学物質規制制度を変更した。化学物質管理者の職務としては①ラベル、SDS(安全データシート)の確認及び化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理②リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理③化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存④化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育⑤ラベル、SDSの作成⑥リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合⑦

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応をあげる。新たな化学物質管理に向けた詳細については愛知労働局HP(下記QRコード)。

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応をあげる。新たな化学物質管理に向けた詳細については愛知労働局HP(下記QRコード)。

西尾労働基準協会では化学物質管理者専門的講習などに関する相談を受け付けている。問い合わせは☎5610244。

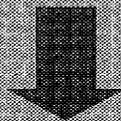


業種や事業者規模に関わらず、 化学物質管理者の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を製造する事業所



化学物質管理者は専門的講習の修了が必要

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習の修了を推奨

併し、自ら専門的講習の内容を買得することも可

委託状況届の提出をお願いします。

提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、**4月1日から30日まで**の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
https://shinsei.e-gov.go.jp/
☎ 050-3786-2225


G ビズ ID
https://gbiz-id.go.jp/top/
☎ 0570-023-797


(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 ☎(052)972-0258

「休業（補償）等給付について」

1. 概要

労災補償の中のひとつである休業補償給付（休業給付）は、労働者が、業務（通勤）が原因となった負傷や疾病による療養のため労働できず、そのために賃金を受けていないときに、賃金に代わる補償として、休業の4日目以降に支給されるものです。

休業初日から3日目までは、「待期期間」と呼ばれ、事業主が休業補償として、「平均賃金額の6割以上×3日分」を労働者へ支給しなければなりません（業務災害の場合のみ。通勤災害の場合にはこの補償義務はありません）。

休業（補償）給付が支給される要件は、以下の3点です。

- ① 業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養が必要なこと
- ② その療養のために労働することができないこと
- ③ 労働することができないため賃金を受けていないこと

2. 「労働することができない」の意味

支給要件のうち、②「労働することができない」というのは通常、療養前に就いていた仕事に戻れない状態をいうのではなく、一般的な労働不能のことを意味します。

例えば、建設業の現場作業員として従事していた労働者が、元の現場作業に戻れるまでの間休業が認められるわけではありません。デスクワーク等の軽作業であれば就労できる状態に回復すれば、以降の休業補償給付は認められないということになります。

3. 初回の休業補償給付請求に必要な書類

- 様式第8号（通勤災害の場合は様式第16号の6）
- 平均賃金算定内訳書
- 賃金台帳または給料明細書等 ※
- 出退勤管理簿またはタイムカード等 ※

※必要な期間は、一般的には、①負傷日の直近賃金締切日からさかのぼった3か月分と、②怪我をした月の分です。

※その他個別事案によって追加資料が必要な場合もあります。

4. 休業期間の考え方 Q&A

休業期間に関して、質問が多く寄せられる点についてまとめました。その他の不明点については、厚生労働省のホームページにある Q&A を参照していただくか、監督署労災課へお問い合わせください。

(1) 休業期間の初日は、負傷日の当日か、それとも翌日か。

休業初日として認められるのは、医療機関を受診した日以降です。

痛みを我慢して、病院に行かずに仕事を休んだとしても、受診前の期間について医師は証明できないことから、補償が必要な休業期間と認定できなくなりますのでご注意ください。

(例)

- ・ 負傷当日の所定労働時間内に早退して病院を受診する等、一部でも欠勤が発生しているような場合
→ 負傷当日が休業初日になります。
- ・ 負傷当日は所定労働時間の最後まで勤務し、退勤後に病院を受診、翌日から休業したような場合
→ 翌日が休業初日になります。

(2) 休業期間中に、土日などの休日がある場合には、休業日数に含めるのか。

土日や会社の休日にかかわらず、日数に含めます。

(3) 休業期間中に年次有給休暇の申し出があった場合、許可していいのか。また、年休取得日に労災の休業補償を受けることもできるのか。

前提として、労働基準法上、会社が有休を許可しないということではできないため、有休を取得させる必要があります。

有休日は仕事を休みながら「賃金を受ける」こととなり、補償を受けるための要件③に当てはまらないため、有休日に休業補償は受けられません。

5. 最後に

個々の事例により、休業（補償）請求書の記載方法が複雑な場合や、上記以外の資料が必要な場合もありますので、ご不明点は管轄する監督署宛にお問い合わせください。

岡崎労働基準監督署西尾支署

2024年4月1日

敬称略

新任

支署長	浦本 尚一	半田署より
-----	-------	-------

監督・安衛課長	渡邊 一輝
---------	-------

新任

労働基準監督官	向 貴久	名古屋東署より
---------	------	---------

新任

労働基準監督官	加藤 大輔	三重局より
---------	-------	-------

労働基準監督官	加納 琉星
---------	-------

労災課長	出口 誠
------	------

新任

労災課事務官	横地 輩久	愛知局より
--------	-------	-------

よろしくお願ひします

敬称略

異動先

杉本 渉	島根局へ
------	------

濱口 遼太郎	津島署へ
--------	------

藤下 宗	兵庫局へ
------	------

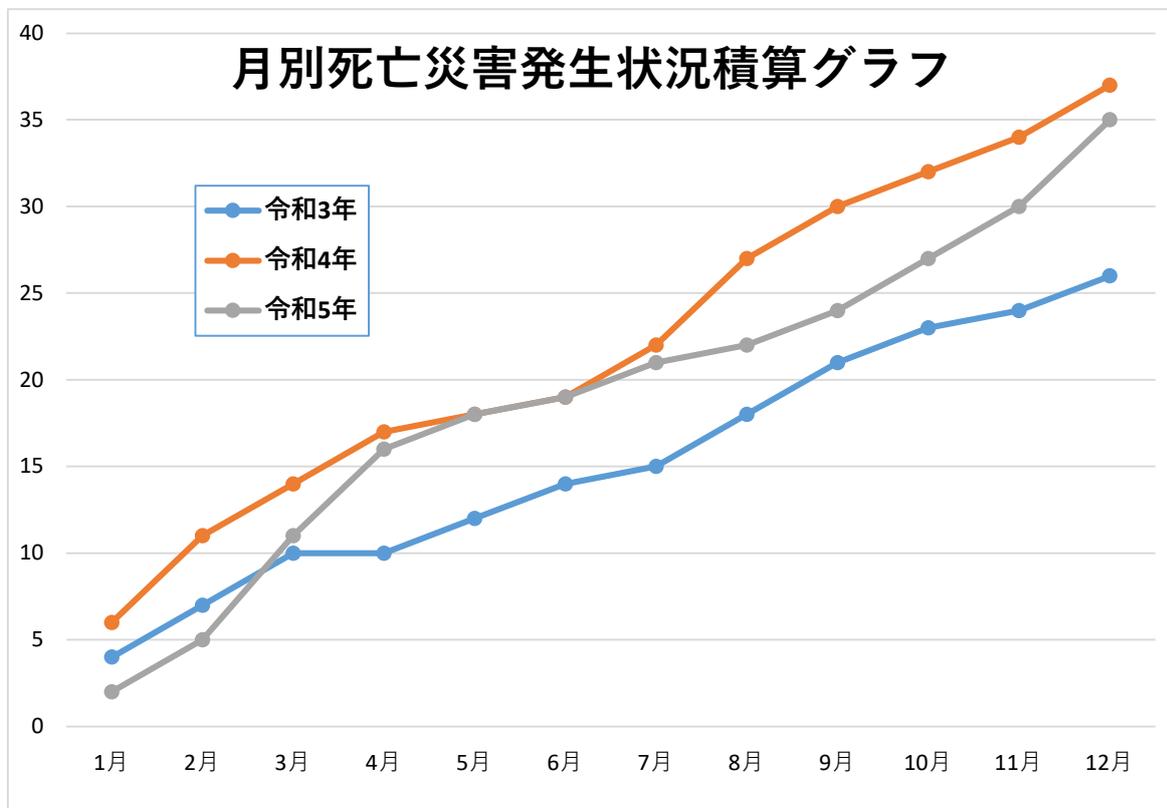
尾谷 香奈	名古屋北署へ
-------	--------

ありがとうございました

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年3月12日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製造業	製造業	8	7 (2)	8 (2)
	食品製造業		1	1
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属	3	1 (1)	1 (1)
	金属製品	1	2	2
	一般・電気・輸送用		2	3
	その他	4	1 (1)	1 (1)
建設業	建設業	6 (1)	12	12
	土木工事業		4	4
	建築工事業	4 (1)	6	6
	その他	2	2	2
陸上貨物運送事業		10 (3)	4	4
商業	商業	4 (2)	2 (1)	2 (1)
	卸売業	2	2 (1)	2 (1)
	小売業	2 (2)		
	その他			
清掃・と畜業		5		
上記以外の事業		2 (1)	11 (4)	11 (4)
合計		35 (7)	36 (7)	37 (7)



令和5年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年2月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和5年	令和4年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		60		75		-15	-20.0%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	12		12		0	0.0%
	織 維 工 業	2		4		-2	-50.0%
	鉄 鋼 業	7		14		-7	-50.0%
	金 属 製 品	4		7		-3	-42.9%
	一 般 機 械 器 具	7		8		-1	-12.5%
	輸 送 機 械 製 造	14		9		+5	+55.6%
	上 記 以 外 の 製 造 業	14		21		-7	-33.3%
建 設 業		10		23	1	-13	-56.5%
建 設 業	土 木 工 事 業			6		-6	-100.0%
	建 築 工 事 業	6		14	1	-8	-57.1%
	そ の 他 の 建 設 業	4		3		+1	+33.3%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		15		10		+5	+50.0%
小 売 業		25		31		-6	-19.4%
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	22		28		-6	-21.4%
通 信 業				1		-1	-100.0%
社 会 福 祉 施 設		14		20		-6	-30.0%
飲 食 店		9		7		+2	+28.6%
清 掃 ・ と 畜 業		6		7		-1	-14.3%
上 記 以 外 の 事 業		23		57		-34	-59.6%
合 計		162	0	231	1	-69	-29.9%

※ 死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年2月末現在・旧年発生分)

業種	6年2月 受付件数	5年 発生件数	4年 同期	業種	6年2月 受付件数	5年 発生件数	4年 同期	
小計	1	60	75	土石採取業				
製 造 業	食料品製造業	1	12	建設業		10	22 (1)	
	繊維工業・繊維製品製造業		3	道路旅客運送業		1		
	木材木製品・木製家具製造業			道路貨物運送業	1	13	10	
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業		2		
	化学工業		7	商業		30	35	
	窯業・土石製品製造業		2	金融・広告業			1	
	鉄鋼業・非鉄金属製造業		10	保健衛生業		16	55	
	金属製品、金属家具製造業		4	接客娯楽業		12	10	
	一般機械器具製造業		7	清掃業		6	7	
	電気機械器具製造業			ビルメンテナンス業				
	輸送用機械器具製造業		14	9	その他の事業	1	12	15
	その他の製造業		1		合計	3	162	230 (1)

()内は死亡者数を外数で表す。